

平成 29 年度 第 4 回四條畷市補助金制度在り方検討会 議事摘録

- 日 時 平成 30 年 1 月 24 日（水） 10 : 00～12 : 05
- 場 所 四條畷市役所 本館 2 階 ミーティングルーム
- 出席委員 = 5 名 : 辻委員、施委員、坂本委員、藤岡委員、増田委員
- 傍聴者 = 1 名
- 事務局 = 3 名 : 砂本総務部副参事（特命担当）、喜多市民生活部次長兼地域協働課長、宇都宮市民生活部地域協働課主任

担 当	内 容
事務局	<p>皆様おはようございます。今年最初の検討会という事で、本年もよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日はご多忙の中、第 4 回検討会にご出席いただきありがとうございます。傍聴者が 1 名お越しですので、まずご報告させていただきます。それでは、会議に入ります前に、本日の配布資料の確認をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>まず、次第となります。次に（仮称）「四條畷市における補助金制度の今後の在り方について（報告）」【原案】の以上 2 点を配布させていただいております。配布漏れ等ございませんでしょうか。</p> <p>本日も円滑な議事の進行にご協力いただき、概ね 1 時間半程度で会議を終えたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、この後の進行に関しましては委員長よろしくお願ひいたします。</p>
辻委員長	<p>どうも皆さんおはようございます。本年もよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の検討内容ですが、皆さま方にお配りしている、（仮称）「四條畷市における補助金制度の今後の在り方について（報告）」【原案】、これについての意見交換という事になっておりますので、資料の内容についてまず事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の資料につきましては、前回の検討会で提示した【たたき台】について、</p>

	<p>各委員からご意見をいただいた内容を踏まえた修正をしております。それに加えて、1ページの冒頭部分の濃い網掛けの箇所になりますが、市長及び副市長から、在り方検討会の検討部分については特に問題はないものの、報告書の取りまとめ後にホームページ等による外部公開を行う際に、そもそもなぜこの補助金在り方の検討が始まったのかの経緯の部分について書かれていないという指摘があった事を受け、その他の字句の修正を含め事務局で案を作成の上追記したものです。これらの箇所については、検討会で議論された内容ではないという事で、資料上濃い網掛け処理を行っています。</p> <p>他に、薄い網掛け処理をしている箇所は、前回の検討会でいただいた意見を踏まえて修正した部分という事になります。文言や字句の修正以外で大きく変わっている部分は、2ページ目のⅢで「⑤補助の効果」という視点が必要であるという議論があった事を踏まえ追記している部分と、3ページ目のⅣの原則を列記している部分で、具体例のようなものを入れてみてはという意見がありましたので、あくまでも取組み例の案ということで、事務局で追記しております。主な部分のみとはなりますが、説明は以上です。</p> <p>本日はこれらの部分についてご意見、ご検討いただき、スケジュールの関係上、実質的には最後の検討となり、次回3月の最終の会議で市長に最終的な報告という形になろうかと考えておりますのでよろしくお願いします。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>ありがとうございます。本日の検討ですが、各章ごとに区切ってご意見を伺っていききたいと思います。まず「Ⅰ はじめに」の部分ですが、市の内部調整の中で新たに追記されている部分という事でした。内容は、全国的に補助金の見直しが行われてきているという現状を踏まえて、四條畷市としてどういう形をとっていくかという事であったかと思いますが、この部分について何かご意見ございますでしょうか。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>2行目の「行政課題」という部分は、補助金の在り方を協働の観点から見ていくというテーマに沿うならば、行政だけの視点ではないという意味で「地域課題」へと変えた方が良いと思います。</p>

辻委員長	今の意見について皆さんどうでしょうか。
事務局	行政及び地域ということで両方併記するというのも一案かと思います。
坂本委員	補助金の中には地域だけが対象となるものだけではなく、職員団体など行政内部の団体へ支出しているものもありますので、地域だけに限定してしまうと、補助金の現状と乖離する部分もあるかと思いますが、どちらかに限定する書き方をしない方が良くもかもしれませんね。
辻委員長	地域や行政という書き方をせずに、「様々な課題」を解決するというのはどうでしょうか。増田委員何かご意見ありますでしょうか。
増田委員	市民の方へのご説明のために記載するというのであれば、その後に「広く公益を実現するためのものである」という記載もあるので、私としては、「行政課題」という文言にこだわるのであれば、この部分は削除でもよろしいものと思います。
辻委員長	そう言われればおっしゃるとおりですね。他の委員の方どうでしょう。私も増田委員おっしゃるとおり「行政課題」という文言は無くても良いのかなという気がします。
坂本委員	そうですね、削っても違和感はないと思いますね。
辻委員長	<p>それでは特段ご意見がないようですので、2行目の「行政課題を解決し」という部分は削除という事にしたいと思います。</p> <p>その他に何かございますでしょうか。</p> <p>私一つ気になったのが、3行目に「透明性の確保や適性な執行」というのがあって、14行目に「適正執行の担保及び透明性の確保」となっていて、少し</p>

	<p>飛んで2ページ目も「適正執行の担保及び透明性の確保」と、透明性と適正執行の順番にばらつきがあるので、どちらが先でも良いとは思いますが、どちらかに統一した方が良いと思います。</p>
事務局	<p>1ページの「はじめに」の3行目の部分を入れ替えると、その後の部分と全て整合性が取れる形になりますので、この部分を修正します。</p>
辻委員長	<p>他何かご意見ありますでしょうか。</p>
坂本委員	<p>1ページの一番下の行で「取りまとめを行います」になっていますが、最終的な報告書の段階では「取りまとめました」になるかと思います。</p> <p>後は細かいですが、文章の体裁というか整合性の面で、下から6行目の(1)の文末としたから4行目の(2)文末に「。」が抜けていますので、他と合わせておいた方が良いと思います。それから、下から4行目から3行目にかけて、文章の繋がりとしては「を主眼を置き」ではなく「に主眼を置き」になってくると思います。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりに修正させていただきます。</p>
施副委員長	<p>私も細かいですが、中段の(1)～(3)の中で「補助金の制度の」と「の」が続く部分が少し気になっています。</p>
事務局	<p>その部分については、確かにおっしゃるとおりですが、この文言は条例からそのまま引っ張ってきていますので、ここはそのままという形にさせていただきたいと思いますのでご理解願いたいと思います。</p>
辻委員長	<p>他に私が気になる部分として、「I はじめに」の最後の文末が「設置されました」と結ばれていますが、「設置し検討を行いました」という方がしっくりくるような気がしたのですがどうでしょうか。</p>

事務局	<p>「はじめに」で触れている内容は、社会状況の変化などの背景の下、必要性を生じたからこの検討会を行政側で設置したという部分になりますので、検討会の設置については、検討会としての立ち位置は受け身の形となるという事でこういった表現にしています。従いまして、文章の構成上は、「はじめに」を受け取る形で、検討会を主語とする「私たち検討会では」という繋がりになります。</p>
坂本委員	<p>その辺りを整理するために、文章の書き方として、今年度に検討会として報告書を取りまとめる訳ですので、どこかに「～～報告します」という記述があった方が分かりやすいかもしれないですね。例えば、1ページの最後の「取りまとめを行いました」を「取りまとめを行いましたのでここに報告します」というような形で結んで、2ページ以降は具体的な検討内容に移っていくというような形で。</p>
藤岡委員	<p>1ページの真ん中、「はじめに」から続く文章の間に1行行間があるから分かりにくくなっているのかもしれないですね。</p>
事務局	<p>そうですね、であればこの行間を埋めて、「私たち検討会はこれを受け～～」というように繋げる方が良いでしょうか。</p>
辻委員長	<p>なるほど、そういう事ですね。「はじめに」の部分を検討会として受ける形で「検討を行いました」と繋がる訳ですね。分かりました、他の皆さま特に異議等ないようでしたらそれでいく事にしましょう。</p> <p>I章に関してはここまでにしまして、次はII章の「補助金制度の在り方検討観点」に移りたいと思いますので、この部分について議論したいと思いますのでご意見をお願いします。</p>
事務局	<p>II章について少しだけ補足させていただくと、章のタイトルが前回は検討の</p>

	<p>「必要性」となっていますが、今回「はじめに」を追記し、その中で既に必要性を謳っておりますので「必要性」を「観点」という形で修正しています。</p>
辻委員長	<p>第Ⅱ章については前回の議論を踏まえて修正しただけの部分になりますし、意見も無いようですので、次に進みたいと思います。</p> <p>第Ⅲ章「補助金の現状と課題」、この章について何かご意見あればお願いします。</p>
増田委員	<p>87補助金というのが全補助金であるという認識で問題ないですか。</p>
事務局	<p>全庁に内容照会を行った時の数が87という事ですが、現状事務局で把握している中でも4月から新しい補助金ができることが分かっておりますし、逆に中には予算が付かずに無くなる補助金もあるかと思っておりますので、例えば「〇〇日現在」のような表記にした方がよろしいでしょうか。</p>
増田委員	<p>特に数字及び全ということを記載する意味がなければ削除してもよろしいものと思います。</p>
辻委員長	<p>そうですね。特に意図がないのであれば。</p>
坂本委員	<p>削除してしまっても良いかもしれないですね。</p>
事務局	<p>分かりました。では補助金の数の数字は削除することにします。</p>
藤岡委員	<p>3ページのbの部分で、前回議論になったかもしれませんが、「補助が団体の存続に直接的に影響している」というのはどういう意味ですか。</p>
事務局	<p>例えば、補助金のみしか運営資金がない団体で、市の補助が打ち切られた場合に団体が存続できないという意味です。</p>

藤岡委員	<p>団体として補助金以外に収入を必ず持っていなければならないという意味ですか。</p>
辻委員長	<p>今藤岡委員がおそらくおっしゃろうとしている事に私は同感なのですが、何か新しい活動をしようという団体があった時に、当然最初は資金が無い事が多い訳で、最初は市の補助金からスタートする事によって初めて活動ができるようになるというケースを想定した場合、このbでは補助金上の課題となってしまうという事になって、記載して良いのかなという思いはあります。</p>
藤岡委員	<p>補助ありきで活動を考えている事に問題があるという事ですよ。</p>
事務局	<p>そういう事です。</p>
藤岡委員	<p>活動内容以前に、まず団体が続けたいというのが目的になってしまっているという事ですよ。私が思ったのはこのbの文章でそれがうまく伝わるかなという所です。</p>
事務局	<p>私は単純に補助金100%でしか運営していないのであれば、どちらかと言えばそれは委託的なものに近いというような感想を持っています。補助というのはまず団体の自主的な活動があって、それを行政がサポートするという考え方であると思いますので。このbで書かれている事は、「現状と課題」というタイトルの中にありますので、これまでずっと続いてきた事実の認識の一つかなと捉えています。</p>
事務局	<p>補助を杓子定規に捉えるならば、それはまず何らかの活動があるという前提で、その活動と市がめざす公益性が合致した時に、市として財政的な支援を行うことが補助であると思っていまして、そう考えた時に、補助金が全く無くなって活動ができないという事は、本筋論からしておかしいのではないかと思います。</p>

<p>藤岡委員</p>	<p>ています。ただ、実際そういうケースがあるのではないかとこの事が懸念されるという事で記載させていただいています。</p> <p>全ての補助金がそうだという訳ではないですが、補助がある事がその団体の活動の存続に直接繋がっているケースが現実的にあると考えています。</p> <p>何が問題かと言うと、100%補助で活動している団体は、私はそれでも良いと思っています。この前提をちゃんと持っておかないと、例えば元々の活動があつてそれに一部補助を行う事のみが補助であるという認識から脱却しなければいけないと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それはその通りで、50%でも100%でも双方で合意形成が図られた結果であればそれで良くて、それが本来正しい事だと思います。ただ、既存の補助金を見た時に、本当にそうなのかなと思う部分があつて、市の補助金がある事を前提に活動している節があると思われる例があるのではないかと考えています。</p>
<p>藤岡委員</p>	<p>事業の必要性があつて、そこに補助が付くのが本来の在り方だけれども、まず補助があるからそのお金で何かしようというように考えるのはおかしい、という事ですよ。それが文章のどこかに入っていれば分かりますが、今の文章では少し分かりにくいですよ。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>補助が公益の実現に寄与しておらず、団体の存続にのみ影響をしているというような文言を加えるのはどうですか。</p> <p>例えば、通学時に児童・生徒が横断歩道を渡るサポートをする地域の方が、それに必要な手旗信号に補助をお願いしますという事があつた場合、実際に児童・生徒の通学の安全という公益目的は達成しているけれども、100%補助が全て認められないのであれば、手旗信号が購入できなくなるか一部負担を求める形になる訳です。</p>

藤岡委員	<p>そうですね。漫然と100%補助が審査なく続いていくという事が問題なのかなと思いますので。</p>
辻委員長	<p>公益性が乏しいものは補助内容に検討の余地があるという基準ですよ。</p>
事務局	<p>それを書いてしまうと、既存補助金の場合に、公益性のない団体になぜ補助をしているのかという新たな問題が生じるおそれがあるような気がします。</p>
増田委員	<p>私の考えとしては2点ありまして、1点目は、100%補助が問題であるという形で議論いただいておりますけれども、例えば50%補助であっても、補助がなくなった場合に団体の自己負担が2倍になり活動ができなくなる事業というものもあると思いますので、直接的に存続に影響するかどうかという観点から申し上げれば、100%補助であるか否かにこだわる必要はなく、事実として補助がなくなった場合に事業が実施できなくなるかどうかの方が重要であると思います。</p> <p>2点目は、補助金がもらえるから団体を存続させるとか、団体があるから補助金を出すということで、実際補助金を使って何をしているかの部分への関心が薄れているのが問題かなと感じています。私はその趣旨はgの部分で言い尽くされていると考えておりまして、gにそういった趣旨を含めるのであれば、bについて異論があるということも踏まえると、あえて記載する必要もないものと思います。</p>
辻委員長	<p>おっしゃるとおりですね。gの中でbの趣旨を読み込んでしまうという事です。</p>
事務局	<p>そういう考え方をするのであれば、b自体を削除してしまうという事でも良いと思います。</p>
辻委員長	<p>変に誤解を生むような文言は削除しておいた方が良いでしょうね。</p>

事務局	<p>分かりました。皆さん異論ないようですので、bは削除するようにいたします。</p>
藤岡委員	<p>cのイベント系に対する補助で、補助金の算定基準が一律でないという記載になっていますが、「一律でない」という書き方だと一律でなければならないという事にならないでしょうか。</p>
事務局	<p>そうですね、一律でないというよりは「明確でない」という事ですね。</p>
藤岡委員	<p>基準が有るようで、無いようなというのが現状かと思imasるので、明確化と いうのが必要なのかなと思imasね。</p>
事務局	<p>分かりました。おっしゃるとおりですのでこの部分については明確化に変えます。</p>
藤岡委員	<p>今見直したら、さっきのbの話もdに含まれますよね。補助金の支出が団体 運営補助になってしまっているというニュアンスもあるという事ですよ。</p>
事務局	<p>先ほど100%補助は適切でないという話もありましたが、地域協働課としては 公益性の実現に繋がっているのであれば100%補助もあっても良いと思 っています。ただ、中にはずっと補助を出していることによって、団体側の 意識としてもらって当たり前になってくるのは望ましくないと思っています。</p>
施副委員長	<p>実際に補助を受けて福祉的な活動を行っているNPO団体の例で言うと、福 祉活動は最低限のセーフティネットを提供する事業なので、サービスの利用者 から対価を得るという事が出来ないという性質があるために、政府や地方自治 体など、他の主体から補助も含め資金を調達しないと運営が成り立たないのが 現実です。そういった団体は、政府や地方自治体、財団や篤志家など様々な団</p>

	<p>体からの資金を組み合わせてやりくりしているのが現状です。時限性のある補助金であれば、補助終了後はすぐに別の主体へ補助申請を行うといった事をしています。補助を出す側からすれば、既得権益化や自立性を促すために時限性を設けると言った事をしていますが、期限を切っても結局はそういった団体は自立できないという事情があるというケースもあります。これは資金を出す側が企業系の財団であっても同じです。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>第Ⅲ章について、他にご意見がなければ、次の第Ⅳ章、「今後の補助金の在り方検討にあたっての必要な視点」に移りたいと思います。この部分について何かご意見ををお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局から少し補足いたします。前回の議論で出た意見の修正箇所は冒頭申し上げたとおり、薄い網掛け処理をしております。また、前回（１）～（８）の個別の原則の中に、それぞれ取組みの例となるものを入れてはどうかという意見が出た事を受け、事務局でたたき台として記載させていただいておりますので、取組み例が必要かどうかの是非を含めてご議論いただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>まず、（１）公平性・透明性の原則の取組み例に記載のある①、②ですが、これはどういった趣旨になるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>補助金の在り方として、公平性・透明性を担保するための取組みの、あくまで例として記載しています。</p> <p>他にもやれる事は当然あるとは思いますが、①に関しては公平性の原則から導かれる取組み例としての公募、②は審査基準を設けた場合は基本的には公表を求められるという事で透明性の原則に紐づくものとして、あくまでも例示的に書かせていただいています。</p>
<p>藤岡委員</p>	<p>透明性に関して、公表する内容について、審査基準は当然公表となると思い</p>

	<p>ますが、その他の部分について、例えば、申請の結果どの団体がどうだったかと言うような審査結果の一覧や、事業終了後の精算結果などについて、ホームページ等で公表していくとすれば、そうする事で公平性を保つ事ができるし、透明性の確保にも繋がると思うので、取組み例として記載するというのはとても良い事だとは思いますが、業務量としては大変だと言う気がします。</p>
事務局	<p>あくまでも取組み例という事で、するしないは今後の検討になってくると思います。職員体制などと照らし合わせて考えると、やはりできる事とできない事がありますので、内容を集約して監視して開示までしていくというのは少し現実的ではない気がします。</p>
施副委員長	<p>情報公開の話になりましたが、四條畷市はNPO法人の数は少ないのですか。</p>
事務局	<p>少ないですね。現在で6団体です。</p>
施副委員長	<p>先ほどの話は行政による情報公開の話でしたが、他地域のNPO法人では、法人側で様々な決算書類などを自身のホームページで公開している事が普通であって、逆にそういう団体にこそ補助をするべきではないかと思います。</p> <p>行政職員が書類作成の支援をしたり、情報公開をするというのは本来の形ではないですよ。</p>
藤岡委員	<p>補助を受けた所が自ら公表するような仕組みという事ですか。</p>
事務局	<p>本来はそういう形が望ましいとは思いますが、団体によっては事務处理的にそういう対応が難しい団体もあって、そういう団体であっても、公益性の高い事業を行っているのであればそこは一定のサポートをしていく事も行政の一つの役割ではないかとも思います。</p>

藤岡委員	補助金額の多寡によって基準を設けるという方法もありますね。
事務局	来年度取り組む予定の新たな公募型の補助金制度をモデルケースとして一度そういう運用してみるというのも一つの方法かと思います。
施副委員長	少なくとも補助金をもらう団体の側が、公金をもらう訳ですから、今以上に情報発信をしていって欲しいですね。
辻委員長	例えば、補助を受けている団体がホームページを持っている場合、このイベントは市の補助をもらっているという事を発信するという事が大事なんでしょうね。
施副委員長	公平性や透明性を謳う場合に、補助金を出す側ももらう側も双方向で取り組んでいくという意識が必要ですよ。
辻委員長	<p>なかなか難しい部分もありますが、とりあえずこの（１）公平性・透明性の原則の取組み例の①、②についてはこれでいくという事で次にいきたいと思えます。</p> <p>次は（２）の事業費補助の原則という事です。</p>
事務局	ここについて、取組み例の箇所への網掛け処理が漏れていますので補足します。
藤岡委員	この取組み例で書かれている意図というのは何になりますか。
事務局	ここに記載している例は、事業費補助ではなくて運営費補助を想定して書いています。過去に何らかの経緯があったかどうかは分かりませんが、対象団体の「事業」ではなく、経常的な運営経費に対して、毎年定額の補助金を出しているという例があります。例えば、健全な運営をされていて潤沢な資金がある

	<p>団体に対してそもそも補助金を交付する必要があるのか、という意味あい記載しています。書いている例自体は当たり前の話なのですが。</p>
藤岡委員	<p>団体の運営費補助自体が良くないという事ですか。</p>
事務局	<p>必要性が有るから出しているという説明ができれば良いとは思いますが、毎年毎年定額を、収支状況を確認する事なく出しているという現状が実際にありますので。</p>
坂本委員	<p>運営費補助なので、その団体のいろんな経費、人件費や消耗品費などがあると思いますが、実際に決算した場合に余剰金が多く発生していて多くの繰越金が発生している状態であれば、市の補助金はいらないでしょという話ですね。</p>
辻委員長	<p>必要最小限度の補助とする、の「最小」という言葉が引っ掛かる気がするので、「適正」という言葉に置き換えてみたらどうでしょう。</p>
施副委員長	<p>(2) 事業費補助の原則という項目自体は、補助金制度の在り方からすれば、団体の存続に補助金を渡すのではなく、団体の行う事業に対して渡すのが原則という意味で項目に挙げているという事ではなかったでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり、原則は事業費補助ですので、(2) の説明文中にあるとおり、「運営費補助は公益上最小限度で認められるべきである」とあって、その取組み例として、原則は事業費補助だけれども、例外的に運営費補助を行う場合は・・・と続くという構成です。</p>
藤岡委員	<p>具体例で言うとどんな団体になりますか。</p>
事務局	<p>例えば本市の例で言えば商工会に出しているものなどがそれにあたりますね。</p>

坂本委員	<p>そうですね。商工会議所なんかは四條畷市に限らずどこもそうでしょうね。後は社会福祉協議会などのケースもそうだと思います。</p>
事務局	<p>公益上の必要性があれば、運営費補助が全てダメだと言う訳ではないと思っています。既得権益的な要素もありますが、過剰な繰越金が発生しているなど、財務状況を確認する事なしに機械的に定額を支出するのはどうかという意味でここで挙げています。</p>
坂本委員	<p>私の経験上でも、結構な額の積立金がある場合も多いと思います。</p>
辻委員長	<p>そういう例えば十分な積立金がある団体にそもそも補助金が必要なのかという事ですね。</p>
藤岡委員	<p>具体例を聞くとよく分かりますが、今のこの文言だと少し分かりにくい表現になっている気がしますね。</p>
事務局	<p>これまでの行財政改革の中である程度シェイプしてきてはいますが、中にはそういった部分も残っているのが現状ですので、一定の確認は必要なのかと思っています。</p>
藤岡委員	<p>であれば、もう少し文言を付け加えて分かりやすくした方が良いでしょうね。</p>
事務局	<p>確かに今見てみると、「(2) 事業補助の原則」というタイトルのすぐ後に「運営費補助は・・・」となっていて少し説明不足な気がするので、この前に少し付け加えた方が分かりやすいですね。</p>
藤岡委員	<p>そうですね、事業費補助が原則で、但し公益上必要と思われる団体であれば</p>

	<p>例外的に運営費補助もある、ただ、その場合でも財務状況をみながら適切に・・・ というような形で。</p>
増田委員	<p>原則と例外とをまず明らかにすべきかと思います。</p>
事務局	<p>分かりました。ここについては少し分かりやすくするように文言を追加することとします。</p>
辻委員長	<p>それでは次に（３）自立性の原則にいきたいと思います。この部分で何かご意見ございますでしょうか。</p>
藤岡委員	<p>先ほどの話にもありましたが、自立性という事は、いつかは補助金がなくなっていく事を見据えているというニュアンスですか。</p>
事務局	<p>今回の報告書は、あるべき姿というか方向性を示す物であると位置づけていますので、そこまで具体的に踏み込んだ意味合いまでは含んでいないと認識しています。ただ、補助金を出している間でも、自主財源の確保など、団体側にも一定の自助努力をしてほしいという意味合いで記載しています。先ほどのbとかgの議論のような話になってきますが。</p>
事務局	<p>逆に言えば、補助に対する依存心が生まれないようにしたいという想いですね。</p>
藤岡委員	<p>あらゆる事業で自立できるかというか、自立という事になじまない、できない事業もあるような気がしますが。</p>
事務局	<p>あくまでも原則という事ですので。</p>
辻委員長	<p>この取組み例はいらぬような気がするのですが、いかがでしょうか。</p>

事務局	<p>確かにおっしゃるとおり、ここについては正直取組み例を記載するのに苦慮した部分ではあります。他の項目で取組み例が記載されている中で、この部分だけ無いと、全体の整合性の観点で不自然かと思いましたので、変な言い方ですがとりあえず記載したというのが本音です。そこも含めて議論いただければと思います。</p>
辻委員長	<p>この部分については、自立性が必要であるという事が本文で謳われていて、それが全てであると思いますので、取組み例の記載は不要かもしれませんね。どうでしょうか。</p>
事務局	<p>この後の部分も見えていく中で、この部分だけ無い事に特別の違和感が無いという事であれば削除でも何ら問題はないと思います。事務局としても取組み例の上の説明部分で全て述べられているとは思いますが。</p>
藤岡委員	<p>説明部分の下段にある表現で、行政職員が団体の事務を行う事は公益上必要最小限度という条件があるにせよ、認められるべきであるというのは、それを肯定しているという意味ですか。</p>
事務局	<p>好ましくはないけれども、最終的には肯定をしているという書き方ですね。ただ、避けることができるなら避けたいとは思いますが。</p>
藤岡委員	<p>表現としてどっちかなというのがありまして、好ましくはないけれども、認められるべきであるというのが。</p>
事務局	<p>実状の部分で、全く団体の事務に立ち入らないと書いてしまうと、ほぼ全ての団体の活動や事業ができなくなるという部分もありますので、書き方としては少し苦しい所はありますね。</p>

増田委員	委員の皆様のご意見としては、補助団体内の事務は本来その団体が行うべきものであるということをおっしゃりたいのではないのでしょうか。
事務局	<p>正直削除でも良い部分かとも思ったのですが、市の内部の話で、団体事務の在り方というのを別の部署で検討する事になっていまして、これはあくまで個人的な意見ですが、今後の団体と行政との関わり方として、本来的には団体内の事務はその団体で行うという事は当然の事ながら、経過的な取組みとして、例えば団体の内部事務を行政が一定行うから補助金を減らす、逆に団体の事務をしない代わりに補助金を増額するといったやり方も考え得ると思っていて、この補助金在り方検討と団体事務の在り方検討というのはある意味両輪的な要素もあるのではないかという問題提起の意味も含めて記載したという部分があります。</p> <p>もちろんこの検討会は補助金の在り方を検討する場ですので、所管する内容からは少し離れる事にはなりますが。</p>
事務局	<p>青森市の事例で、団体事務をどのように取り扱っていくか、基本的には団体の事務はその団体がやっていくものではあるけれども、公益性があって、やはり市が関与しなければいけない事務なのか、公益性があったとしても何年か後に自立できるように持っていける物なのか、最終的にどうやっても行政が関与しなければいけないものである、そういった区分けをしていく、と言った事例もありますので、そういうのも参考にしながらと言うのも一つかなと思います。</p>
藤岡委員	<p>であるならば、補助金の見直しも、団体事務の見直しも、市としては同じ方向を向く必要があるから、原則的には団体の事務に関しては行政の関与がなくなるような方向性を持つというか、めざして行くというような書き方にしないといけませんね。</p>
辻委員長	<p>私は実態については良くわからないのですが、補助団体の事務を行政が担う</p>

	<p>事は実際問題として必要なのですか。</p>
事務局	<p>公式的な見解ではなくて、事務担当者の一意見としてお話すると、大前提として団体内の事務は団体でやるという事を理解していただいた上で、その前提に従って行政職員が団体の事務から手を引くと、その団体の事業はできなくなります。</p>
辻委員長	<p>具体的にどういうものが例として挙げられますか。</p>
事務局	<p>団体によりますが、特徴的なケースとして、会議資料を作る、議事録を作る、予算書、決算書、補助金の申請書類を作成する、行政上の許可手続きを行う、啓発用のポスターやパンフレットなどを作成する、発注する、事業当日や事前の準備、問合せ先は市役所の担当課、お金の管理、挙げればキリがないですが、ほぼ全てですね。</p>
藤岡委員	<p>団体が主催する事業という建前がありながらも、基本的には行政がお膳立てした中と言うことです。意思決定自体は、会議の中で行われますが、その決定事項に基づいて行政職員が事務局としていろんな事をするという感じです。</p>
辻委員長	<p>そうするとそこからもう抜け出せないですね。</p>
事務局	<p>そういう実状があるからこういう表現にはなってしまうのですが。</p>
藤岡委員	<p>本来であれば、イベントの実行委員会のメンバーである市民の方が、企画から運営、お金の管理も当然するというのが理想だとは思いますが。</p>
坂本委員	<p>四條畷市に限らず、ほとんどの自治体が現状は多かれ少なかれそうでしょうね。</p>

事務局	<p>市役所で働いた事がないとあまり分からない部分かとも思いますが、そこま で市の職員がやっているのが現状で実態ですね。</p>
辻委員長	<p>それは市として必要だからそうだという事で、市民の方や団体のマンパワー が不足しているからそうしないと動かないという事なんでしょうね。そういう 意味では市の行事ですよ。</p>
事務局	<p>あまり団体事務について突っ込んだ議論をしていくと補助金から話が離れ て行くのですが、先ほども申し上げたとおり、団体事務を行う職員の仕事をど うするのかと補助金の問題が両輪なのかなという部分があったのでここ に記載させていただいたのですが、あくまでもここは補助金を検討する場とい う意見であれば削除でも良いのかと思います。</p>
藤岡委員	<p>ここは大事な部分なので入れておいても良いのかなと。職員が団体事務を行 う分の人件費を補助金で出すから、それでアルバイト等を雇って事業をしてく ださい、というやり方も考える事ができるよねという話ですよ。</p>
事務局	<p>それが本来のやり方だと思います。ただ、現状そうすると補助金の額が何倍 にもなってしまいますが。</p> <p>これまでの議論で行くと、文言について行政として肯定しにくいという事で あれば、例えば行政職員が担うことは好ましくない。で止めておく形になるで しょうか。</p>
辻委員長	<p>ここで言う自立性の原則について、いろんな意見が出ましたが、こういう事 がしたいから補助して欲しいというような基本的な補助金の形ではない、極め て特殊な例だと感じます。</p> <p>自立性の原則という謳い文句があって、その中の説明に「団体内の事務を行 政職員が担うことは好ましくない」とあっても、知らない人が見たらこれ何の こと？となると思います。そもそも自立性を謳っているのに、団体の内部に深</p>

事務局	<p>く関わっているというような記述がある事に矛盾があるような気がします。</p> <p>そうなると、説明文の下段を削る方が、この補助金在り方検討会の議論としてはきれいに整理できると思います。</p>
藤岡委員	<p>この自立性の原則には2つ含まれていて、1つは職員が団体の事務に入っているながら補助金も出している、であるなら補助金を出して職員は引くから自立してくださいという意味と、事業費補助が前提で、最初のスタートアップの部分は補助を出すけれど将来的には自立してくださいという意味との2つがあって、読む人によってはそう解釈されると思うので、どちらの自立性を謳っているのかを明確にした形で記載した方が良い気がします。</p>
辻委員長	<p>先ほどの議論で出た、行政が団体の事務に関わっている補助については、お話を聞いている限りでは、行政が手を引いたら事業が動かなくなる事になると私は思いますので、そこに自立性を求める事自体が極めてハードルの高いことなのかと思います。</p>
事務局	<p>先ほどの青森市の事例では、団体の事務局から行政が手を引いていく場合でも、経過措置を設けて、何らかの手当てをしている間に自分たちでできるように頑張ってくださいというような事であったかと思います。おそらく補助金の増額という形だとは思いますが。</p>
藤岡委員	<p>方向性としては書いておいて、それに向けてソフトランディングしていくという事ですね。</p>
事務局	<p>ただ、先ほどの議論でもあったとおり、この補助金在り方検討の中で、団体事務の在り方の方向性を記載する事まではどうかなという気もします。</p>
藤岡委員	<p>この検討会の報告を受けて、市としてどうしていくかというのはまた市の中</p>

	<p>で考えて行く事なので、この検討会の中での意見として記載する事については特に問題はないのかなとも思いますが。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>この報告書は今後の補助金の在り方検討に必要な視点なので、来年度の上半期に我々が検討していく新しい補助制度においては、この自立性というのは当然謳っていくべきで、その中で今皆さんが議論している、行政職員が事務局事務をしているのが好ましくないという文言部分については、現状の既存補助金の事を言っている訳で、その在り方については別途検討していくので、この報告書が新しい補助制度に繋がっていくという事であるならば入れておく方が良いのではという気がします。そもそも、先ほどの話に出ていたような会計的な事務を行政職員が至れり尽くせりしているような団体は公募での申請はしてこないとは思いますが。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>分かりました。それでは、自立性の原則の説明文の3行目の「また、」の次に、「補助対象団体の事務に行政職員が関わっている例が見られる」という文章を追加するという事ではどうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>それであれば、やはり「公益上必要最小限度・・・」の所は削除して、その直前の文章も「好ましくない」で止めた方が良いと思います。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>そうですね。</p>
<p>藤岡委員</p>	<p>ここに対応する部分で、2ページの「現状と課題」の中に記載はありましたか。団体に対して補助金も出して、人も出している事自体を課題として捉えておかないと、この自立性の原則に繋がっていないのではないかと思います。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>Ⅲの補助金の現状と課題が今まで、Ⅳの今後の補助金の在り方検討にあたっての必要な視点がこれから未来の話という事で住み分けをした方が分かりやすいのではないのでしょうか。ですので、行政職員が団体の事務に関わっている</p>

	<p>というような話は、Ⅲの現状と課題に入れておいた方がすっきりすると思います。</p>
辻委員長	<p>そうでしょうか。</p>
事務局	<p>分かりました。aからiの中に一つ、団体事務を行政職員が担っているという記述を加えるという事で、それに伴い（3）自立性の原則の「また、」以降を削る形で少し修正をしたいと思います。</p>
増田委員	<p>それと、（3）の説明文の上段については、先ほど削除した3ページのbと同じ事を言っているので、補助金とか人による補助などにより、長期的に行政に依存するのは良くないという事が分かる表現に変えた方が趣旨が伝わりやすいのではと思います。存続を左右すること自体が悪いことではないと思いますので。</p>
辻委員長	<p>では（3）についてはそういう事で、（4）補助・委託等明確化の原則という所で何かご意見ございますでしょうか。</p> <p>この【参考】という部分は、今回は無かった所ですね。</p>
事務局	<p>今回、補助と委託について、一般的な概念が分かりづらいのではないかという意見がありましたので、今回追加させていただいている部分となります。</p>
辻委員長	<p>分かりました。まずそれでは書き方として、このままだと取組み例を並列表記のような形で少し分かりにくいので、文章の最後の「・・・ある。」の後に【 】書きで参考以下の文章を続ける方が分かりやすいと思います。</p>
増田委員	<p>そもそもの話ですが、参考の中で記述されている補助と委託の定義というのは、優れてリーガルな議論ですので、検討会として報告する内容からは少し外れるように思います。</p>

事務局	<p>前回の会議で補助と委託の話が出た時に、増田委員の方から、法的な観点から見た場合かなり定義付けが難しい、という話をいただきました。</p>
藤岡委員	<p>ここに書いてしまうと、それが本当に正しいのかどうか、となってしまうという事ですか。</p>
増田委員	<p>私は不正確な定義だと思います。</p>
辻委員長	<p>反対給付という言葉も難しいですね。</p>
増田委員	<p>例えば、反対給付のない、無償での委託もありえるという見解も十分成り立ちます。また、必ずしも本報告で定義を決める必要はないのではないのでしょうか。</p>
藤岡委員	<p>この報告書とは別の部分で補助と委託の定義を市としてしっかり持っておくという事は必要かもしれないけれども、この報告書にはという事ですね。</p>
事務局	<p>報告書の中で定義付けを行ってしまう事に違和感があるという事であれば、この部分については全て削除でも良いのかなと思います。</p>
藤岡委員	<p>ざっくり言うと補助と委託はどういう定義になるのですか。</p>
増田委員	<p>ざっくり言うと、補助というのはお金を贈与すること、委託というのは、何らかの事務を頼むこと、というものがひとつの定義だと思います。対価としてお金が発生するかどうかというのは別にして何かを頼む事になると思います。</p>
辻委員長	<p>要するに、補助する側、委託する側の仕事の一部を担ってもらうという事ですか。</p>

増田委員	<p>行政上の定義と契約法上の定義は異なってくるでしょうし、非常に難しい所ですね。</p> <p>自治体と同じ事業に対して補助も出しながら委託も行っている例もあると思いますので、実務上も完全に区別することは難しいものと思います。</p> <p>ただ、本来は行政が行うべき仕事を民間の団体にやってもらっている事例に関しては、委託として整理すべきではないか、という疑問については、委員の皆様のお考えが一致するところだろうと思いますので、書くとなればそういう趣旨のことを書くのが良いのだろうと思います。</p>
辻委員長	<p>分かりました、この【参考】の部分については、検討会としては削除という事にしましょう。</p> <p>取組み例についてはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>今の話でいくと、「補助と委託を適切に区分できる基準づくり」が難しいという話でしたので削除になるのかなと。それともう1点気になったのが、同じ事で、説明文1行目の「補助と委託の区分の明確化を図る」という所もどうなのかと思いました。</p>
辻委員長	<p>現状で明確でない事に取り組んでいくという事であれば、取り組んだ結果がそれほど明確でなくても良いのでそのままで良いのではないのでしょうか。</p>
増田委員	<p>明確化が大事というよりは、本来行政がやるべき事業を補助でさせるということを、補助金制度のデザイン上どう評価すべきか、という事ですね。全てを明確にしていく事が公益に叶うかと言えば必ずしもそうではなく、問題のある事例を正すという事が公益に叶うということだと思います。</p>
施副委員長	<p>逆に言えば、明確な基準が無いのならば、市の方針に基づいてこれが委託だと言えばそれは委託になるという事ですかね。</p>

辻委員長	ただ、中には明確に委託だと判断できるものもある訳ですよ。
事務局	一般的に市で委託というと、本来市が行う必要のある業務を他の者にやってもらうという事が行政内部での委託のイメージかと思います。
辻委員長	<p>補助であれ委託であれ、明確に分ける事ができるものであればそうすれば良いと思いますし、先ほど増田委員がおっしゃったような、区分するのが困難な事例については置いておくという事で良いのではないのでしょうか。</p> <p>ですので、「補助と委託を適切に区分できる基準作りに取り組む」という文言は別に問題無いのではとっていて、今何が問題なのかというと、明らかに委託だろうというものが補助になっている事例が実際にあるという事だと思います。</p>
坂本委員	そういう明確化は図るべきだと思います。
事務局	ここの取組み例について、これまでの議論を受けると、なかなか「基準作り」までは難しいかと思います。
辻委員長	それは確かにそうですね。
事務局	「整理を図る」というイメージでしょうか。
辻委員長	そっちの方が良いと思いますね。
藤岡委員	説明文の中に材料支給という文言があると思いますが、これは前回、補助金を出さなくても内容によっては材料支給というやり方もあるよねという話があって、それはその通りだと思いますが、その前の文章で「補助や委託によらずに」とある部分が少し気になったのですが、委託で材料支給という事はない

	<p>と思いますので、この文言は削除した方が良いのではと思います。</p>
増田委員	<p>委託した上で材料を支給することもあるのではないですか。</p>
事務局	<p>具体例として今既にやっているのが、公園の管理を無償委託している団体に対して、公園管理の範疇で、公園内で枯れている花を植え替えるための花の苗を材料として支給しているという例があります。</p>
辻委員長	<p>今、我々が検討しているのはあくまでも原則であるという観点からすれば、この説明文は「・・・補助ではなく委託方式を採ることが望ましい」で止めておいて、「また、」以降を削除してはどうでしょう。「また、」以降については行政の技術的なお話かと思いますので。</p>
増田委員	<p>（６）の創意工夫の原則に入れても良いかもしれませんね。</p>
辻委員長	<p>では、少し時間も押していますので、次の（５）政策との整合性の原則に移りたいと思います。ここで書かれている取組み例としての基準作りを行うという事について、具体的に何かイメージされているものはありますか。</p>
事務局	<p>ここは先ほどの（３）自立性の原則と同じように、取組み例を入れるのに苦慮した箇所です。全てルールに従って機械的に交付できる事が望ましいとは思いますが、これまでの経過を見ても時にはトップの政策的判断で創設されるものもあると思いますので。</p>
辻委員長	<p>皆さんどうでしょう。私はこれは削除した方が良いと考えていますが。異論ないようですので、削除とすることにします。</p>
辻委員長	<p>それでは次に（６）創意工夫の原則に移りたいと思います。何かご意見あればお願いしたいと思います。</p>

	<p>私の個人的な意見として、他の項目も含めて取組み例の中に「基準を作る」という文言が良く出てくるなという印象があるのですが、あまり基準を多く作ると事務局の負担が大変なのではという気がします。</p>
事務局	<p>これは想定しているのが、来年度この検討会で意見をいただきながら創設する予定の、新しい公募型補助金の審査基準の一項目として、創意工夫があるかどうかという基準を入れるという事ができるのではないかという事で記載してみました。この報告書の延長線上にある話かと思えますので。</p>
事務局	<p>もう1点は、これはあくまでも取組みの例であって、全て必ず実行しなければならないという種類のものではなく、できる事からという形でと考えています。</p>
辻委員長	<p>皆さん、この点についてはこれでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは次の（7）効果検証の原則に移ります。</p> <p>効果検証の指標としての申請段階の目標の数値化、それから補助金に時限性の観点を導入するという記載になっていますが。</p>
事務局	<p>これは取組み例としては、説明文で書かれている内容が、本市のこれまでの補助金と比べるとかなり突っ込んだ内容になっているので、説明文と取組み例は同じ内容にはなっています。</p> <p>数値目標に原則と入れさせていただいているのも、前回、数値目標化するのになじまない補助金があるという議論があった事を受けて入れています。</p>
辻委員長	<p>そうですね。説明文と取組み例の内容が重複していますので、取組み例は削除の方が分かりやすいと思いますので、そうする事にしましょう。</p> <p>では次に（8）適正な執行管理の原則に行きましょう。</p>
事務局	<p>ここの取組み例の専門部署の設置については、過去の議論で辻委員長がおっ</p>

	<p>しゃっていた事、補助事業の進捗を団体と行政双方で確認する仕組み作りは施副委員長がおっしゃっていた事を記載させていただいています。いずれもなかなかすぐには難しい取組みになるだろうという事で、他の取組み例と比べて検討するという文言を使わせていただいています。</p>
辻委員長	<p>この部分に関しては特に意見はないという事で、最後になります「V 補助金有り方検討の今後の方向性」に移りたいと思います。ここは、この報告書を取りまとめた後以降の話という事でよろしいですね。</p>
事務局	<p>はい。時系列で並べています。まず1は何回か話に出ている、来年度上半期に検討予定の新しい公募型補助金、2は既存補助金の見直しについて、3と4は1と2を終えた後の中長期的な視点として書かせていただいています。</p>
坂本委員	<p>1の中に「機会均等的に」という表現がありますが、これ文言的に少し違和感がありますが。</p>
事務局	<p>端的に言い換えると公募を想定しています。</p>
坂本委員	<p>～的という部分なのですが、例えば「機会均等を図る」とか、「機会均等を確保しつつ」とかの表現が良いと思います。</p>
辻委員長	<p>そうですね、「機会均等を確保しつつ」で良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>分かりました。そのように修正します。</p>
辻委員長	<p>他に何かございませんでしょうか。</p>
藤岡委員	<p>最後の4の「補助金以外の様々な資金調達をも視野に入れた」の主語というか主体はどこになりますか。</p>

事務局	行政というつもりで記載しています。行政の方もそういう考えが必要であるとともに、団体の側も補助金以外の様々な資金調達手法を模索していく必要があるという趣旨で書いています。
藤岡委員	書いている内容自体には特に問題はないと思いますが、主語が少し分かりにくい気がします。
辻委員長	Vのすぐ下の説明文2行が、我々検討会が行政に対して提言する内容になっているので、それを受けた1～4の主語は行政という解釈で良いと思いますが。
藤岡委員	「補助金以外の様々な資金調達」という文言が引っ掛かっていまして、これを行う主体は団体になるような気がするのですが。
事務局	「団体側の補助金以外の資金調達手法」を研究していくのも行政という事で書いています。
藤岡委員	団体側がそうしていけるように行政で研究して、行政から団体側に発信というか導けるようにしていくとかそういう事ですか。
事務局	そうです。そうなるように行政が情報の収集をしたり提供したりという事です。
施副委員長	クラウドファンディング等で資金を集めるのは団体だけれども、円滑にできるようにサポートするのが行政という事ですよ。
辻委員長	それでは、4番目の項目をもう少しわかりやすくするために、「中長期的には・・・」以降から「観点から」までの文章を削除されてはどうでしょうか。

	<p>中長期的に、市の補助金以外の手法、例えばクラウドファンディングによって資金を確保するという事がメインであって、団体の自主的、自立的な事業運営という事はあまり書く必要がないのかなと思います。</p>
施副委員長	<p>それでだいぶスッキリしますね。</p>
藤岡委員	<p>そうですね。</p>
事務局	<p>わかりました。そのように修正します。</p>
辻委員長	<p>それでは本日の案件はこれで終了となります。その他という事で事務局何かございますか。</p>
事務局	<p>今日いただいた意見を元に事務局で修正を加えまして、内部でも確認を行い、メール、郵送等で各委員に修正案を送付しますので内容の確認をお願いしたいと思います。その際に再修正の箇所が多ければ、また個別に訪問等させていただいて調整したいと考えています。</p> <p>最終的に内容が固まりましたら、委員長に報告の上、次回3月の会議の場で市長に直接報告書を提出いただくという流れで考えております。その様子につきましては、ホームページ等での掲載を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次回はその他、平成30年度の会議開催日の日程調整などの事務的な部分の他、取組みスケジュールの説明などの案件になろうかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。</p>
辻委員長	<p>わかりました。その他何もなければ本日はこれで終了としたいと思います。皆さまおつかれ様でした。</p>

※辻委員の「辻」の表記は、正しくはしんじょうの「、」がひとつですが、表記の関係

上「辻」としていません。